

入札公告は、県ホームページに掲載するほか、本校正面玄関に掲示する。

## 入 札 公 告

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 1 6 7 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 3 月 3 日

岩手県立盛岡工業高等学校長 瀬戸 和彦

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 岩手県立盛岡工業高等学校定時制スクールバス運行業務委託
- (2) 履行場所 盛岡市羽場 18 地割 11 番地 1  
岩手県立盛岡工業高等学校
- (3) 履行期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
- (4) 業務概要 定時制生徒の通学に係るスクールバス運行業務  
(自動車の提供、運行、及び自動車の点検整備等)

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たし、この業務委託に係る競争入札参加資格の確認を受けた者のみが、この業務委託の入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者でないこと。
- (2) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定による営業許可を有し、片道運行において、20 名の生徒が 1 回に乗車できる自動車を保有する者であること。
- (3) 申請書等の提出月日（以下「資格確認日」という。）から起算して過去 2 年間、道路運送法の規定による事業の停止、免許の取り消しを受けていないこと。
- (4) 岩手県内に本店、支店又は営業所を有する者。
- (5) 法人県民税及び法人事業税等の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 一般競争入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。

- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

### 3 入札説明書及び競争入札参加資格確認申請書等の配布について

本件の入札に参加しようとする者は、あらかじめ競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）に競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を添えて学校長に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければならない。

申請書及び資料（以下「申請書等」という。）の提出は別に定める様式によるものとし、その関係書類及び入札説明書を次により配布する。

- (1) 配付期間 令和7年3月3日～令和7年3月12日  
土日祝を除く午前9時から午後5時まで
- (2) 配布場所 盛岡市羽場18地割11番地1 岩手県立盛岡工業高等学校 事務室

### 4 申請書等の受付について

- (1) 受付期間 令和7年3月3日～令和7年3月12日  
土日祝を除く午前9時から午後5時まで
- (2) 受付場所 盛岡市羽場18地割11番地1 岩手県立盛岡工業高等学校 事務室
- (3) 申請書等の提出部数は1部とする。
- (4) 提出方法は直接持参とする。
- (5) 提出された申請書等は返却しないこととする。

### 5 競争入札参加資格の確認結果の通知

競争入札参加資格の確認結果については、令和7年3月14日までにFAXで通知する。

### 6 仕様書等の交付場所、契約条項を示す場所及び入札に関する問い合わせ先

- (1) 交付期間 令和7年3月3日～令和7年3月12日  
土日祝を除く午前9時から午後5時まで
- (2) 所在地 盛岡市羽場18地割11番地1
- (3) 機関名 岩手県立盛岡工業高等学校 事務室
- (4) 電話番号 019-638-3141

### 7 入札及び開札の場所及び日時等

- (1) 期日 令和7年3月18日（火） 午前10時00分
- (2) 場所 盛岡市羽場18地割11番地1 岩手県立盛岡工業高等学校 応接室

## 8 入札保証金及び契約保証金に関する事項

岩手県会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第96条、第97条、第98条、第111条、第112条及び第122条の規定による。

## 9 その他必要な事項

(1) 調達手続きの停止 令和7年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件業務の入札手続きについて停止の措置を行うことがある。

(2) 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、虚偽の申請を行った者の入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札方法 入札は、1日の往復運行単価で行うものとする。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法」と合致していることを確認するため、入札金額の積算内訳を付記すること。

(4) 予定価格の制限の範囲内での最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書の作成を要する。

(6) 入札行為を代理人に委任する場合には、必ず委任状を提出すること。

(7) 電信入札、郵便入札は認めない。

(8) その他 詳細は、入札説明書による。